

地域密着型サービス施設の圏域を越えた移転相談について

1 経過

今回、市内 3 つの地域密着型サービス施設から、施設を移転したい旨の申出を受けた。このうちデイサービスの 2 施設が日常生活圏域を超えた移転を行う予定であることが判明した。

2 移転を希望する施設

(1) リハビリデーサービス足軽（地域密着型通所介護）

（現在地）河辺町 10 - 4 - 15（第 2 地区）

（移転先）東青梅地区（第 1 地区）

(2) デイサービスセンターシエロ青梅（地域密着型通所介護）

（現在地）河辺町 9 - 5 - 10（第 2 地区）

（移転先）新町地区（第 3 地区）もしくは青梅地区（第 1 地区）

(3) グループホームはぴねす駒木野（認知症対応型共同生活介護）

（現在地）駒木町 1 - 800（第 2 地区）

（移転先）河辺地区（第 2 地区）

3 移転に向けての検討

(1) 平成 18 年度の法改正により、地域密着型サービスが創設され、順次施設の指定権限が市に移譲されてきた。

(2) 今回、圏域を超えた移転を申し出た 2 施設は、平成 28 年 4 月の制度改正で、都指定の「小規模通所介護」が市指定の「地域密着型通所介護」に移行された施設であり、そもそも市が圏域ごとに整備を進めた施設ではない。また、グループホームについては、圏域を跨がない移転であるが、当初の指定は東京都が行っている。

(3) 2 の (1) の施設については、圏域を超えるが、距離としては約 500 m と近隣である。(2) の施設については、第 1 順位の移転先である新町に移転する場合には、圏域を超える移転ではあるが、近隣への移転と言える。また、2 (1) および (2) の両施設は、デイサービスであり、圏域を超えた移転をした場合も、送迎サービスがあることから、利用者への負担は大きくない。

(4) これらを勘案し、圏域を超えた移転に反対する理由も希薄である。よって、以上の理由から、両施設について移転を認めていきたい。

4 地域密着型サービスの移転についての今後の対応

施設の移転範囲や利用定員の規模等を踏まえて、対応していきたい。

以上